

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、令和元年9月10日付けの固定資産税・都市計画税賦課決定書により減免された部分に係る審査請求は却下し、その余の部分に係る審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年6月3日付けで行った別紙1物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る平成31年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は、別紙2記載1の処分目録のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由から本件処分が違法、不当であると主張する。

本件土地は、もともと請求人が共有持分権を有する〇〇所在の地番〇番〇の土地の一部であった。しかし、本件土地は、平成30年1月17日の分筆前の〇〇に所在する地番〇番〇の土地に違法に取り込まれていたため、〇〇所在の地番〇番〇の土地の現況は登記簿

上の地積に満たない状態にあった。

そこで、請求人は、本件土地を、本件土地の登記名義人から取り戻したのであり、このような経緯があるにもかかわらず、これを考慮せずになされた本件処分は違法、不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、令和元年9月10日付けの固定資産税・都市計画税賦課決定書により減免された部分に係る審査請求については不適法であるから行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下し、その余の部分に係る審査請求は理由がないから、同条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 3月17日	諮問
令和3年 5月24日	請求人から主張書面を収受
令和3年 5月24日	請求人から口頭意見陳述申立書を収受
令和3年 5月28日	審議（第55回第2部会）
令和3年 5月31日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないことの通知を发出
令和3年 6月25日	審議（第56回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件減免処分により減免された部分に係る審査請求について

処分庁は、本件申請に対し、条例134条1項4号及び188条の30の規定並びに本件に基づき、令和元年9月10日付けで、本

件減免処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人は、その減免された限度において、本件処分の取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件減免処分により減免された部分の取消しを求める審査請求は、その限度において、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

2 上記減免処分を除く部分に係る審査請求について

(1) 法令等の定め

ア 固定資産税等の賦課期日

法 3 5 9 条の規定によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とするとされており、法 7 0 2 条の 6 の規定により、都市計画税においても同様とされている。

イ 固定資産税等の納税義務者についての定め

法 3 4 3 条 1 項によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされ、同条 2 項によれば、前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとされる。

また、都市計画税を課する「所有者」については、法 7 0 2 条 2 項により、固定資産税の場合と同趣旨とする定めがなされている。

ウ 固定資産課税台帳

法 3 8 0 条 1 項によれば、市町村（特別区の存する区域においては、都）は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとされている。なお、「固定資産課税台帳」とは、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称するものである

(法 3 4 1 条 9 号)。

エ 土地課税台帳への登記地積の登録

法 3 8 1 条 1 項の規定によれば、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事）は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されている土地について不動産登記法 2 7 条 3 号及び 3 4 条 1 項各号に掲げる登記事項等及び当該土地の基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならないとされている。不動産登記法 3 4 条 1 項 4 号には、土地に係る登記事項として地積を掲げているから、土地課税台帳には、登記簿に登録されている当該土地の地積を登録しなければならないこととなる。

オ 固定資産税等の課税標準

法 3 4 9 条 1 項は、土地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該土地の賦課期日現在における価格で、土地課税台帳に登録されたものとするとし、同条 2 項ただし書は、基準年度（法 3 4 1 条 6 号）に係る賦課期日に所在する土地について第二年度（法 3 4 1 条 7 号）の固定資産税の賦課期日において、法 3 4 9 条 2 項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当である場合においては、当該土地に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地に類似する土地の基準年度の価格に比準する価格で、土地課税台帳等に登録されたものとするとしている。

このほか、地価の高騰により、税額が急激に上昇することのないよう、法附則 1 7 条 8 号イに基づき算出される負担水準をもとに、賦課年度の税額が前年度と比べて一定範囲内となるような措置が定められている（法附則 1 8 条及び 2 5 条参照）。

カ 固定資産税等の税率

法 3 5 0 条の規定によれば、固定資産税の標準税率は 1 0 0

分の1.4とされ、法702条の4の規定によれば、都市計画税の税率は100分の0.3を超えることができないとされている。

条例は、固定資産税の税率を100分の1.4、都市計画税の税率を100分の0.3と定めている（122条及び188条の27）。

(2) 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件土地は、平成31年度の賦課期日（平成31年1月1日）において、不動産登記簿に登録された土地（登記地積24.38平方メートル）であり、登記簿上の所有者は、請求人であることが認められる（全部事項証明書）。そしてこれと同趣旨の内容が土地課税台帳にも登録されていることが認められる。

処分庁は、このことから、請求人に対し、本件処分を行ったものということができる。

また、処分庁は、本件土地に係る固定資産税等の課税標準を定めるに当たり、いずれも、本件土地に係る土地台帳登録価格を基礎とし、その全部の面積を非住宅用地と認めて、上記(1)の法の各規定を適用し、そのほか、平成31年度の課税において適用される特例措置を定めた法の各規定（附則18条1項及び附則25条1項）による軽減措置を行うなどして、法令を正しく適用してこれを算出したものであることが認められる。そして、処分庁が、上記課税標準を基に固定資産税等の額を算出した過程についても、法及び条例の各規定に違反する点及び違算等がないことが確認できる。

これらのことから、本件処分には違法又は不当な点はない。

(3) 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、違法に取り込まれていた本件土地を取り戻したとの点を考慮せずになされた本件処分は違法であると

主張する。

しかしながら、上記(1)ア及びイで述べたとおり、固定資産税等賦課処分は、賦課期日時点における固定資産の所有者に課されるものであり、請求人の主張をもって、本件処分の違法又は不当を基礎づけるものではないから、請求人の主張は採用できない。

(4) 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)